

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者の資格管理に関する事務 ② 介護保険料の賦課決定・更正に関する事務 ③ 介護保険料の特別徴収に関する事務 ④ 介護保険料の減免、徴収猶予に関する事務 ⑤ 介護保険料滞納者等の給付制限に関する事務 ⑥ 要支援認定・要介護認定等に関する事務 ⑦ 福祉用具購入費、住宅改修費に関する事務 ⑧ 特定入所者介護サービス費の支給に関する事務 ⑨ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給に関する事務 ⑩ 地域支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	介護保険システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(68の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 医療保険課、健康福祉部 長寿介護課
②所属長の役職名	医療保険課長、長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月6日 時点	平成28年9月27日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	予防先進部 長寿介護課	予防先進部 医療保険サポートセンター、長寿介護課	事後	組織改正等業務内容に変更があったため
平成30年10月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿介護課長 中谷 幸嗣	医療保険サポートセンター長(課長)、長寿介護課長	事後	組織改正等業務内容に変更があったため
平成30年10月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月27日 時点	平成30年10月2日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー	介護保険システム 宛名システム 番号管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	申請手のオンライン化によるもの
令和1年5月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年5月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月2日 時点	平成31年4月10日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年5月8日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正(令和3年9月1日)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	予防先進部 医療保険サポートセンター、長寿介護課	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター、予防先進部 長寿介護課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療保険サポートセンター長(課長)、長寿介護課長	市民サービス課長、長寿介護課長	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(93、94の項) (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第8号及び別表第二(1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117の項)	事後	見直しによるもの
令和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター、予防先進部 長寿介護課	行政管理部 医療保険課、健康福祉部 長寿介護課	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民サービス課長、長寿介護課長	医療保険課長、長寿介護課長	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月10日 時点	令和4年5月26日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	総郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和5年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月26日 時点	令和5年6月10日 時点	事後	重要な変更項目でないため